

## 令和4年漁期しらすなぎの特別採捕許可について

(申請状況)

申請件数：15件（許可名義人15名、採捕従事者61名）\*別紙参照

(前年漁期からの変更点について)

許可番号	許可名義人	変更内容	備考
15号	多田 将人	採捕従事者1名減少	
27号	石川 和明	採捕従事者1名増加	
39号	石田 隆幸	採捕許可名義人変更	石田幸男から石田隆幸へ承継 (親族への承継)

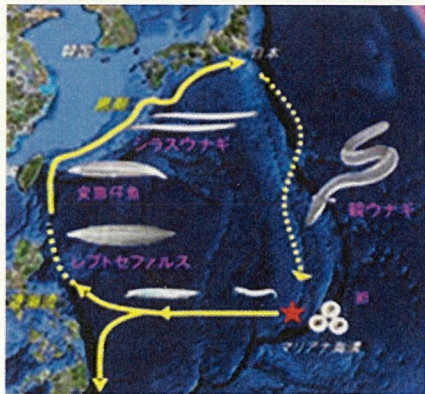


## しらすうなぎ特別採捕許可の概要

### 【うなぎ養殖について】

うなぎは、沿岸から黒潮に乗って東へ移動したのち、西マリアナ海域まで南下して産卵する。ふ化仔魚は、変態しながら、北赤道海流さらに黒潮に乗って、しらすうなぎとして日本の沿岸域に來遊する。

(国研)水産研究・教育機構等の研究機関で種苗生産に関する技術開発が進められているが、現在のところ、人工的にしらすうなぎを量産する技術は確立されておらず、來遊して遡上する天然しらすうなぎを夜間に河口域などで採捕して、うなぎ養殖の種苗としている。



天然ウナギの回遊環



しらすウナギの採捕  
【特別採捕許可】



養殖池

【養鰻許可（農林水産大臣）】

### 【本県のしらすうなぎ特別採捕許可について】

本県のしらすうなぎ特別採捕許可は、香川県漁業調整規則第43条第1項に基づいて、同規則第39条第1項を適用除外（禁止の解除）とする許可をしている。

また一部の許可については、同規則第33条第1項または同規則第36条第2項を適用除外（禁止の解除）とする許可をしている。

### ○香川県漁業調整規則（抄）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 瀬張網
- (6) ～ (10) (略)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第36条 (略)

2 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 火光を利用してする漁法（中型まき網漁業及び小型まき網漁業のうちいわし巾着網漁業、敷網漁業、点火いさり漁業並びにうなぎ稚魚漁業を除く。）

(2)～(5) (略)

3 (略)

(体長等の制限)

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りではない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1 (略)	(略)	(略)
2 うなぎ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
3～12 (略)	(略)	(略)

(試験研究等の適用除外)

第43条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規程は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2～8 (略)

【しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について】

改正漁業法により、令和5年12月1日より13cm以下のウナギ稚魚が特定水産動植物に指定されるため、令和6年漁期よりうなぎ稚魚漁業を新設する。

## うなぎ養殖業の許可に関する取扱方針

令和3年10月22日  
3水推第1053号  
水産庁長官通知

## 第1 趣旨

うなぎ養殖業に関し、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）第30条において読み替えて準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第41条の規定の適用等については、法及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第43号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

## 第2 定義

この取扱方針において、法に定めるもののほか、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 「養殖池」とは、うなぎ養殖の用に供することを目的とした水面をいう。
- 2 「養殖場」とは、うなぎ養殖の用に供することを目的とした施設であつて、養殖池及び関連施設で構成されるものをいう。
- 3 前号の「養殖場」は、養殖池と関連施設が必ずしも隣接している必要はなく、同一の市町村の区域内又は一の都道府県にある二以上の隣接した市町村の区域内にあつて、一体として管理されるものである場合には、一の養殖場として取り扱う。
- 4 「池入れ」とは、うなぎ養殖業を営むことを目的として、うなぎ稚魚を養殖池に入れることをいう。
- 5 「池出し」とは、うなぎを養殖池から取り上げ、出荷することをいう。
- 6 「池入割当量」とは、うなぎ養殖業の許可を受けた者が許可を受けた養殖場において池入れすることができるうなぎの総重量の上限をいう。

## 第3 適格性

法第30条において読み替えて準用する漁業法第41条第1項の適格性は、次に掲げる項目について、うなぎ養殖業の許可を申請する者（以下「申請者」という。）による申告及び申請者が現にうなぎ養殖業の許可を受けている場合においては申請者が提出した実績報告書により確認する。なお、必要に応じて関係機関への照会を行う。

### 1 漁業又は労働に関する法令の遵守

法第30条において読み替えて準用する漁業法第41条第1項第1号に規定する漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者に該当する者の基準は、「漁業法第41条第1項第1号についての適格性の基準（令和2年7月8日付け2水漁第274号水産庁長官通知）」を準用する。

### 2 生産性に係る適格性

#### (1) 基本的な考え方

法第30条において読み替えて準用する漁業法第41条第1項第6号に規定する



養殖業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者に該当するかどうかについては、許可を受けた池入割当量の範囲でうなぎ稚魚を有効に活用し、持続的な養殖を営むことができる養殖技術を有しているか、及び収益性の確保が見込めるかどうかを総合的に判断するものとする。

## (2) 生産性の指標

法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者は、次のいずれかに該当する者とする。

① 現に許可を有している申請者であって、過去 1 年間の池出し数量（原魚重量）を池入れ数量（原魚重量）で除した値が 1 以下であり、持続的な養殖を営むことができる養殖技術を有していない者又は過去 1 年間の池入れ数量（原魚重量又はシラス換算重量）及び池出し重量（原魚重量）が 0 であり、うなぎ養殖業を営んでいないと判断される者

② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項に規定する破産手続又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 510 条に規定する特別清算の手続を現に行っている者

## (3) 養殖業者の責に帰すべきではない事情

(2) ① に定める事由が次に掲げる養殖業者の責に帰すべきではない事情によると認められる場合は、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 41 条第 1 項第 6 号に該当しないものとして取り扱うこととする。ただし、過去 3 年以上にわたって (2) ① に定める事由に該当する場合は、特段の事情がある場合を除き、この限りではない。

- ① 台風等の自然災害により養殖場又はうなぎが被害を受けたとき。
- ② 養殖業を営む者が病気や負傷をしたとき。
- ③ 養殖場の修理や補修を行っているとき。
- ④ 休業を届け出ているとき。
- ⑤ 我が国が締結した条約、国際漁業協定その他の国際約束等により新たな資源管理措置が取られたとき。
- ⑥ 養殖に用いるうなぎ稚魚が著しく不漁となったとき。
- ⑦ その他水産庁長官が特に認めたとき。

## (4) 生産性を判断するための手順

### ① 現に許可されている養殖場に係る申請の場合

申請者が破産手続又は特別清算の手続を現に行っていないことを確認するほか、申請者が現に許可を受けている養殖場に係る過去 1 年間の実績報告書に記載された池入割当量、池入れ実績及び池出し実績を確認した上で、生産性の有無を判断するものとする。

### ② 現に許可されていない養殖場に係る新規申請の場合

従前に一度もうなぎ養殖業の許可を受けていない者については、申請者が破産手続又は特別清算の手続を現に行っていないことを確認するほか、許可を受けた場合の事業計画として、養殖場の図面及び写真、損益の見込み、生産

量及び生産額の見込み、うなぎ稚魚の調達先並びに養殖したうなぎの出荷先の見込み等を確認し、申請者が当該養殖業を適確に営む生産性を有しているかどうかを判断するものとする。

なお、現にうなぎ養殖業の許可を受けている者が、現に有する許可に係る養殖場とは別の養殖場について行う申請についても、同様とする。

### ③ 勧告

法第30条において読み替えて準用する漁業法第53条に基づく勧告は、(2)及び(3)の基準により、うなぎ養殖業の許可を受けている者が生産性を有さず、又は有することが見込まれないと判断される場合に行うこととし、当該許可を受けている者に関する個々の事情を勘案した上で、同条に基づき、養殖業を適確に営むための生産性の向上に取り組むべきことを旨とする勧告を行う。

## 第4 許可方針

### 1 他の申請に優先する許可

法第30条において読み替えて準用する漁業法第42条第1項に基づき公示される許可を申請すべき期間（以下「申請期間」という。）中に、現に許可を受けている養殖場の名称の変更を行った場合であっても、法第30条において読み替えて準用する漁業法第42条第5項の「当該許可に係る養殖場と同一の養殖場」とみなし、当該許可において定められた池入割当量について、他の申請に優先して許可するものとする。

また、申請期間中に行う養殖場の修復等に伴い、現に許可を受けている養殖場に隣接する土地を養殖場に供し養殖場の面積を拡大する場合又は現に許可を受けている養殖場の面積を縮小する場合であって、内水面水産資源の持続的な利用の確保等に支障を及ぼすおそれがないときは、現に許可を受けている養殖場の面積と異なっても、同項の「当該許可に係る養殖場と同一の養殖場」とみなし、当該許可において定められた池入割当量について、他の申請に優先して許可するものとする。

### 2 現に許可されていない養殖場に対する許可

他の申請に優先して許可する池入割当量の総量又は養殖場の総数が法第30条において読み替えて準用する漁業法第42条第1項に基づき公示した水産動植物の総量又は養殖場の数の総数に満たない場合は、その差の範囲内において、現に許可されていない養殖場に対して当該養殖場に係る池入割当量を許可するものとする。

このとき、現に許可されていない養殖場の申請に係る水産動植物の総量又は養殖場の数の総数が前述の差を上回る場合には、公正な方法でくじを行い、許可をする養殖場を定める。

なお、現に許可を受けていない者がした申請に対して許可をする池入割当量は、1キログラムとする。

## 第5 雑則

### 1 池入割当量の変更

現に許可を受けている養殖場の池入割当量を増加させるため、現に許可を受けている他の養殖場の池入割当量の一部又は全部を譲り受けようとする場合は、農林水産大臣に対し、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 47 条に基づき、変更の許可を申請するものとする。

この申請については、現に許可を受けている他の養殖場の池入割当量を減少させる申請が提出された場合に限り、許可を受けた水産動植物の別に、減少させる池入割当量の範囲において、これを許可する。

ただし、現にうなぎ養殖業の許可を受けている者が同一の都道府県の区域内に所在する他の養殖場において許可を受けている場合であって、当該池入割当量の一部の譲り受けによって当該都道府県内の池入割当量の合計に変更がないときは、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 47 条に基づく変更の許可を要しない。

なお、にはんうなぎ以外の種のうなぎに係る許可を有する養殖場のうち、国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場については、池入割当量の変更はできないため、留意されたい。

## 2 養殖場の面積の変更

養殖場の修復等に伴い現に許可を受けている養殖場を拡大し、当該養殖場と増設した養殖場を一体として管理する場合又は現に許可を受けている養殖場を縮小する場合であって、内水面水産資源の持続的な利用の確保等に支障を及ぼすおそれがないときは、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 47 条に基づく変更の許可を要しないものとし、規則第 13 条に基づき許可証の書換交付を申請するものとする。

また、天災その他の事故による養殖場の損傷、うなぎのへい死等のため、やむを得ず応急の措置を速やかに講ずる必要があるため養殖場の面積を拡大する場合についても、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 47 条に基づく変更の許可を要しないものとし、規則第 13 条に基づき許可証の書換交付を申請するものとする。

ただし、拡大する養殖場が現に許可を受けている養殖場とは別の都道府県に存する場合又はこれらの養殖場が一体として管理されない場合には、別の養殖場として新たな許可申請が必要であることに留意されたい。

## 3 養殖場の増設、移転、滅失又は承継における許可の同時処理

うなぎ養殖業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間中に、養殖場の使用廃止等の理由により、当該許可を受けている養殖場と異なる養殖場についてうなぎ養殖業の許可を申請する場合であって、当該異なる養殖場の池入れ割当量を増加させようとする場合、当該異なる養殖場に係る申請が 1 の基準を満たすときは、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 47 条の変更の許可を要さず、法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 45 条の許可をするものとする。

また、当該異なる養殖場に係る申請と併せて、養殖場の名称又は養殖場の面積を変更しようとする場合であって、2 の基準を満たすときは、当該異なる養殖場に係る申請につき、規則第 13 条の規定による申請があったものとして同時に処理する。



附 則

- 1 この通知は、令和3年10月22日から施行する。
- 2 この通知は、令和3年7月8日付け農林水産省告示第1151号に係る申請から適用する。

